

Title	識緯説の起源及び發達(二・完)
Sub Title	
Author	杉本, 忠(Sugimoto, Tadashi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1934
Jtitle	史学 Vol.13, No.4 (1934. 12) ,p.51(633)- 82(664)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19341200-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

讖緯説の起源及び發達 (二・完)

杉 本 忠

五 前漢王莽以前の讖緯説

前節に於て之を記したやうに、既にその萌芽を秦代或はそれ以前より有した讖緯的思想は、漢代に至つて如何なる経路を採つて發展したであらうか。今その跡をたどるに、漢初より哀平に至る間に於ては、その資料の比較的疎なるを嘆じなければならぬのである。

先づ董仲舒の春秋繁露であるが、楚莊王第一の中には受命の天の意志なることを説き、精華第五中には大旱と雩祭とを陰陽説を以て説き、王道第六には瑞祥を記し、必仁且知第三十には災異を記し、堯舜禹湯第二十五には天命の予奪を云ひ、物類相動第五十七には天人の感應を述べ又

尙書傳言、周將興之時、有_下大赤鳥銜_ニ穀之種、而集_ニ王屋之上_一者、武王喜、諸大夫皆喜、周公曰、茂哉茂哉、天之見_レ此、以_レ勸_レ之也、恐恃_レ之

とあり、符瑞第十六に

西狩獲麟、受命之符是也

とあるのや、彼の漢書董仲舒傳に見える對策に

臣聞天之所大奉、使_レ之王者、必有_下非_レ人力所_レ能致、而自至者、此受命之符也、天下之人、同_レ心歸_レ之、若_レ歸_レ父母、故天瑞應_レ誠而至、書曰、白魚入_レ于王舟、有_レ火復_レ于王屋、流爲_レ鳥、此蓋受命之符也

等とあるものと共に、讖緯說中に説く所の白魚・赤鳥・獲麟の符命を説いてゐるのである。

次に史記は前章の秦讖の他に尙何等かを示すであらうか。錢大昕の潛研堂文集第九には

七經緯不_レ載_レ於漢藝文志、相傳昉_レ於哀平之間、然太史公書引_レ孔子云、我欲_レ載_レ之空言、不_レ如下見_レ之於行事、之深切著明也、此語在_レ春秋緯、又引_レ易、失_レ之毫釐、差以_レ千里、亦易緯文、太史公嘗見_レ緯書乎

とあり、太史公書とあるは何れも史記の太史公自序の事であるが、是を以て必しも司馬遷が緯書を見た_レと斷するわけにもいかないのであり、これらの句のある種の春秋の學派、ある種の易の學派に存するものを、後に緯書が之を取入れたものかも知れないのである。吾人はかゝる片言隻句に囚はれず、かの封禪書にあらはれた讖緯說的要素を見ることにしやう。文帝の時黃龍成紀に見るを書し、武帝の時に白

鹿を獲、又一角獸を獲て之を麟の瑞とした事を記し、又その明年

齊人少翁以ニ鬼神方一見レ上、上有ニ所レ幸王夫人、夫人卒、少翁以レ方蓋夜致ニ王夫人及竈鬼之貌ニ云、天子自ニ帷中一望見焉、於レ是乃拜ニ少翁爲ニ文成將軍、賞賜甚多、以ニ客禮ニ禮レ之、文成言曰、上既欲ニ與レ神通、宮室被服非レ象レ神、神物不レ至、乃作ニ畫雲氣車、及各以ニ勝日、駕レ車、辟ニ惡鬼、又作ニ甘泉宮、中爲ニ臺室、畫ニ天地太一諸鬼神、居歲餘、其方益衰、神不レ至、乃爲ニ帛書、以飯レ牛、佯不レ知、言曰、此牛腹中有レ奇、殺視得レ書、書言甚怪、天子識ニ其手書、問ニ其人、果是僞書、於レ是誅ニ文成將軍一

とあり、最後の牛腹中の僞書のからくりが、かゝる方士等の裏面を知らしめて興味あると同時に、方士のかゝる怪奇な書の出現を云ふことを知らしめ、讖緯と方士との關係の又密なるを思はせるものがあるのである。又その後に

汾陰巫錦、爲レ民祠ニ魏雎后土營旁、見レ地如ニ鈎狀、掇視得レ鼎、鼎大異ニ於衆鼎、文鏤無ニ款識、怪之言レ吏、吏告ニ河東太守勝、勝以聞、天子使ニ使驗ニ問巫得レ鼎、無ニ姦詐、乃以禮祠、迎レ鼎至ニ甘泉、從レ行上薦レ之、至ニ中山、嚙噉有ニ黃雲、蓋レ焉、有レ麋過、上自射レ之、因以祭之、至ニ長安、公卿大夫皆議請レ尊ニ寶鼎、^(五)天子曰、間者河溢、歲數不レ登、故巡祭ニ后土、祈下爲ニ百姓一育レ穀、今歲豐庶未レ報、鼎曷爲出哉、有司皆曰、聞昔泰帝興ニ神鼎一、一者一統、天地萬物所繫レ終也、黃帝作ニ寶鼎二、

象_二天地人、禹收_二九牧之金、鑄_二九鼎、皆嘗享_二禋上帝鬼神、遭_レ聖則興、鼎遷_二于夏商、周德衰、宋之社亡、鼎乃淪沒、伏而不見、頌云、自_レ堂徂_レ基、自_レ羊徂_レ牛、鼯鼎及鼯、不_レ虞不_レ驚、胡考之休、今鼎至_二甘泉、光潤龍變、承_レ休無_レ疆、合_二茲中山、有_二黃白雲降、蓋若_レ獸爲_レ符、路弓乘弓、集獲_二壇下、報祠大享、唯受_レ命而帝者、心知_二其意_二而合_レ德焉、鼎宜_下見_二於祖禰、藏_二於帝廷、以合_中明應_上、制曰、可——中略——齊人公孫卿曰、今年得_二寶鼎、其冬、辛巳朔旦冬至、與_二黃帝時_二等、卿有_二札書、曰黃帝得_二寶鼎宛胸、問_二於鬼臾區、鬼臾區對曰、黃帝得_二寶鼎神策、是歲、己酉朔旦冬至、得_二天之紀、終而復始、於是黃帝迎_レ日推_レ策、後率_二二十歲、復朔旦冬至、凡_二二十推、三百八十年、黃帝僊登_二于天、卿因_二所忠_二欲_レ奏_レ之、所忠視_二其書不經、疑_二其妄書、謝曰、寶鼎事已決矣、尙何以爲、卿因_二嬖人_二奏_レ之、上大說、乃召問_レ卿、對曰、受_二此書_二申公、申公已死、上曰、申公何人也、卿曰、申公齊人、與_二安期生_二通、受_二黃帝言、無_レ書、獨有_二此鼎書、曰、漢興復當_二黃帝時、曰、漢之聖者、在_二高祖之孫且曾孫_二也、寶鼎出、而與_レ神通封禪、封禪七十二王、唯黃帝得_下上_二太山_二封、申公曰、漢主亦當_二上封、上封、則能僊登_レ天矣

とあり、寶鼎の符瑞と、公孫卿が申公の鼎書なるものを奏したことを記してゐるが、此の鼎書なるものの豫言の性質は頗る讖緯に類してゐるのであり、鄒衍の末流と稱せられる是等齊の方士、神仙家等と讖緯の關係の亦頗る注目すべきを認められるのである。その他封禪書には元封元年の條に

其秋有_レ星_レ芴_ニ于東井_一、後十餘日、有_レ星_レ芴_ニ于三能_一、望氣王朔言、候獨見_ニ旗星出如_レ瓜_一、食頃復入_ニ焉_一、有司皆曰、陛下建_ニ漢家封禪_一、天其報_ニ德星_一云

とあり、德星に就いても之を記載してゐるのである。

下つて漢書の眭兩夏侯京翼李傳第四十五眭孟の條には

孝昭元鳳三年正月、泰山萊蕪山南、匈匈有_ニ數千人聲_一、民視_レ之、有_ニ大石_一自立、高丈五尺、大四十八圍、入_レ地深入尺、三石爲_レ足、石立後、有_ニ白鳥數千_一、下集_ニ其旁_一、是時昌邑有_ニ枯社木_一、臥復生、又上林苑中大柳樹、斷枯臥_レ地、亦自立生、有_レ蟲食_ニ樹葉_一、成_ニ文字_一曰、公孫病已立、孟推_ニ春秋之意_一、以爲石柳皆陰類、下民之象、泰山者代宗之嶽、王者易姓告_レ代之處、今大石自立、僵柳復起、非_ニ人力所_レ爲_一、此當_レ有_ニ從_ニ匹夫_一爲_ニ天子_一者、枯社木復生、故廢之家公孫氏當_ニ復興_一者也、孟意亦不知_ニ其所在_一、卽說曰、先師董仲舒有_レ言、雖_レ有_ニ繼體守文之君_一、不_レ害_ニ聖人之受命_一、漢家堯後、有_ニ傳_レ國之運_一、漢帝宜_下誰_ニ差天下_一、求_ニ索賢人_一、禮以_ニ帝位_一、而退自封_ニ百里_一、如_ニ殷周二王後_一、以承_中順天命_上、孟使_ニ友人內官長賜上_ニ此書_一、時昭帝幼、大將軍霍光秉_レ政、惡_レ之、下_ニ其書廷尉_一、奏賜孟妄設_ニ禘言_一惑_レ衆、大逆不道、皆伏_レ誅、後五年孝宣帝興_ニ於民間_一卽位、徵_ニ孟子_一爲_レ郎

とあり、宣紀によれば、宣帝の本名は病已で昭帝の兄戾太子の子孫であり「公孫病已」に該當するわけであるが、それは兎も角此の話が石柳蟲葉を陰陽説によつて受命の符也と説明し、漢帝の聖人を求索して

之に位を禪るべきことを説いてゐる點は濃厚に讖緯說的色彩を有するものとして注目すべきであらう。此の話に多少の潤色ありとしても、とにかく眭孟はこの事件によつて誅せられた位であるから、全く後世の附會とも思はれないのである。

又同傳には

初成帝時齊人甘忠可詐造天官歷。包元太平經十二卷、以言、漢家逢天地之大終、當更受命於天、天帝使真人赤精子下、教我此道、忠可以教重平夏賀良、容丘丁廣世、東郡郭昌等。

とあるが、これは既に前述の齊人公孫卿・申公等の説に微かにその萌芽の見える所の曆數曆運を以て受命を説く思想の最初の明瞭な現れであり、最早此處に至つては讖緯説中の主要なる各要素各思想は悉く具つたと云つても差支へないのであつて、讖緯なる名稱、又は現存緯書等の存在は暫く置き、思想としての所謂讖緯説は此の成帝の時には既に之有りと言つて恐く誤りはなく、却つて之を大後に失すかも知れない位であらう。

それから此の甘忠可も亦齊人であり、「真人」と云ふ道家や神仙家の語を用ひてゐる點、その曆數を云ふ點から云つて、先きにも述べた鄒衍の流を汲む齊の方士の一人と思はれるのであり、その點からみて、その説の内容は不詳ではあるが、恐く讖緯説中に見える所の陰陽五行説を以て曆數を推すものに類すと想像せられるのであり、同時に齊の方士等の益々讖緯説によつて重要な關係を有することを察し得るの

である。尙同傳の後にはその後哀帝の時に至り夏賀良等は解光・李尋等と説を述べて

漢歷中衰、當ニ更受_レ命、成帝不_レ應_ニ天命、故絶_レ嗣、今陛下久疾、變異屢數、天所_ニ以譴_ニ告人_一也、
宜_ニ急改_レ元易_一號、乃得_ニ延_レ年、益_レ壽、皇子生、災異息_ニ矣

と云ひ、遂に建平二年を以て太初元將元年と爲し、號を陳聖劉太平皇帝と云つた事を記してゐるのである。

兎に角曆數・曆運を以て受命・革命を説く説は讖緯説の他の諸要素が多く戰國時代にまでその起源を遡り得るのと事變り、確かに漢代以後の曆法の發達と密接な關係を有すると思はれるのであるから、吾々は次に史記の曆書、漢書律曆志及び後漢書律曆志に見える漢代の曆法と緯書に見える曆法との比較をしなければならぬ。是は曆法の専門家以外には相當以上に困難な問題なのであるが、幸ひにも新城博士の二三の研究その他があるので、その結果によつて此の問題を論じて行く事が出来るのである。

現存春秋緯元命苞には

天地開闢至_ニ春秋獲麟之歲_一凡二百七十六萬歲

とあるが、これは後漢書律曆志にも「元命苞乾鑿度皆以爲開闢至_ニ獲麟_一二百七十六萬歲」とあり、同志には甲寅元と庚申元との優劣に就いて屢論争があつたことが載せてあつて、甲寅元と云ふのは、初元二年（前四七）より一五二〇年溯りたる前一五六七年甲寅を以て歴元とする殷歷のことであり、庚申元を

いふのは前漢の文帝後元三年（前一六一）より一五二〇年溯りたる前一六八二年庚申を以て歴元とする四部歴で、三統歴の後を受けて元和二年（西紀八五）より建安十一年（西紀二〇六）に至るまで後漢代に實行されたる後漢四分歴のことであつて、同志によれば元命苞・乾鑿度はこの庚申の元を用ひ、命歴序、考靈曜は甲寅の元を用ひてゐると云ふのであり、前者は開闢以來獲麟（前四八一）まで前述の如く二百七十六萬年、後者はそれより百十四年少く、二、七五九、八八六年としてゐるのである。従つて後漢四分歴において前一六一年までは

$$2.760.000 + 481 - 161 = 2.760.320$$

となり殷歴に於て前四七年までは

$$2.759.886 + 481 - 47 = 2.760.320$$

となり、何れも前一六一或は前四七より二、七六〇、三二〇年なる共通の年數^七だけ溯りたる所を曆の上元としてゐるわけである。新城博士によれば、これら二、七六〇、三二〇年なる尤大な數字は、四分歴の如く周期の短いものでは約一萬年以上の周期は出て來ないのであるから、必ず劉歆の三統歴の周期を借りて算出したるものでなければならぬとされ、即ち三統歴によれば、冬至と朔と蝕とが一たび合して又再び一致するまでの週期は二三五と一三五の最小公倍數で六三四五月即ち五一三歳であり、五星の一たび一致して又再び一致するまでの周期は一三八、二四〇歳であり、右の二の年數の最少公倍數

は即ち冬至と朔と蝕と五星とが一たび一致して又再び一致するまでの週期で二、六二六、五六〇歳であつて、^(十一)是に前漢四分歴の上元より太初元年に至るまでの年數一三三、七六〇歳^(十二)を加へたものが丁度二、七六〇、三二〇歳であるとされてゐるのである。従つて開闢以來二百七十六萬年と云へる年代は四分上元の年代に三統歴による週期を加へたもので、所謂木に竹を接ぎたる如き不都合なるものであるのみならず、前漢四分歴のために計算せる年代を後漢四分歴、殷歴其の他に當筈めたるもので理論上何等の意味なきものである。又かゝる年代を算出せる年代も其中に三統歴の五星の周期を用ひて居るのを見れば斷じて劉歆以後のものでなければならぬ。後漢書律歴志には「中興以來、圖讖漏泄」と云ひ、曆法に關する論議の場合には常に圖讖の明文として一種の權威を振つてゐるが、解剖の結果は右に述ぶるが如く何等理論上の根據もなく、又何等の古き傳統もないものである。豫言や圖讖なるもの、多くの場合に於て然るが如く極めて低級なるごまかしものたるに過ぎない。緯書は前漢末哀平の際に世に出でたるものと云はれて居るにも拘はらず、其内容は古くからの傳説を多く傳へて居るものとして一部の人々には可なり重きを置かれて居るものである。例へば平田篤胤の如きは、これを以て未だ儒者の訂正を経ざる古來のまゝの傳説を傳へて居るものなりとし、これによりて古代の眞正の状態を探り得べき望みあるものと見てゐるが、斯の如き見解は誤て居ると云はなければならぬ。開闢年代及び曆法に關する部分が新製にして粗雜なるものであること前述の如くであるを以て見れば、其他の部分と雖も餘り多くの信用に値

せざるものと云はなければなるまい（新城博士「東洋天文學史研究」——四九一頁）とされ、乾鑿度の研究に於いても（同書頁一〇五—一二八「緯書と殷歷」、同書が後漢の蔡邕の見たる乾鑿度と相違してゐる事、同書の「今入天元二百七十五萬九千二百八十歲、昌以西伯受命、入戊午部二十九年、伐崇侯一作靈臺云々」の文が劉歆の採つた解釋と方法によつて作られたこと、孔穎達は頗る曆數に疎く、従つて彼の注疏に引用せるものを蒐集還元して其主なる部分とせる緯書類に對しては、概して多くの信用を置くことが出来ないと云ふ事に就いて詳細に論ぜられてゐるが、此處では省略に従つて置くことにする。博士の専門的な詳論によつて緯書の曆法のあるものが、劉歆以後のものなることは明かになつたが、緯書の曆數にかんする記載は、傳寫の誤りにも由らうが、頗る難解なものがその他にも多數あるのであり、又明瞭に劉歆以前のものも存するのである。即ち易九厄讖には

初入元百六、陽九、次三百七十四、陰九、次四百八十、陽九、次七百二十、陰七、次七百二十、陽七、次六百、陰五、次六百、陽五、次四百八十、陰三、次四百八十陽三、凡四千六百一十七歲、與一元終、經歲四千五百六十、災歲五十七

とあるが、漢書律歷志には

日法乘閏法、是爲統歲、三統是爲元歲、元歲之閏陰陽災、三統閏法、易九厄曰

として、次に全く同様の記載がしてあるのであり、易九厄を以て易九厄讖と見れば、律歷志は前者を採

つたもののやうである。之は飯島博士の解釋通り、三統四千六百十七年を平常の年と、陰陽の災即ち水旱の災のある年とに分けてゐるのであり、前者は經歲で四千五百六十年、後者は災歲で五十七年であるが、四千五百六十年は史記の歷書に見える歷術甲子篇その他の四分歷法即ち一月を $29\frac{499}{940}$ 日とし、一年を $365\frac{1}{4}$ 日とするもので、十九年を一章とし、その八十倍即ち一千五百二十年を一紀とし、その三倍を一元とする一元の數であり、四千六百十七年は、鄧平（武帝の時代の人）の太初歷及び劉歆の三統歷に於いて、一月を $29\frac{43}{81}$ 日とし、十九年の八十一倍即ち一千五百三十九年を一統とし、それを三倍した三統の年數であり、要するに四分法の一元に當る年數を本とし之を平常の年とし、三統を作る爲に増加した年數を餘分のものとして、之を災厄のあるべき年としたものである。^(十三)従つてこの易讖は武帝の時代から漢末劉歆に至る間の時期に現はれたものと見られるのであり、前記成帝の時の曆運中衰說等と共に、緯書はともかくとして、曆運を説く讖緯說的思想は必しも漢末哀平に至つて初めて現はれたわけではないことを示すと云ひ得やう。更に公孫卿の鼎書の中にも神鼎の出現と黃帝登天に曆數上の關係を附してゐる點、武帝の曆法定定と相まつて此處にも曆法と曆占とが雁行してゐることを認め得るやうである。要するに讖緯說中の曆數曆運の説は武帝の改曆以來劉歆の三統歷に至る間漢代曆法の發達に伴ひ次第に發展したものであると思はれるのであり、劉歆以後多くの緯書の作られたことは諸家の論せられたところであらう。

轉じて又漢書五行志を見れば

元帝初元四年、皇后曾祖父、濟南東平陵王伯墓門梓柱、卒生_ニ枝葉、上出_レ屋、劉向以爲王氏貴盛、將_レ代_ニ漢家_ニ之象也

とあり、後に王莽は位を篡つて後、自ら之を説いて

初元四年莽生之歲也、當_ニ漢九世火德之厄_ニ、而比祥興_ニ於高祖考之門_ニ、門爲_ニ開通_ニ、梓猶_レ子、言王氏當_下有_ニ賢子_ニ、開_ニ通祖統_ニ、起_ニ於柱石大臣之位_ニ、受_レ命而王_上之符也

としたとあり、此處にも讖緯的思想存在の一證佐を見るのである。

さて以上の記述によつて思想としての讖緯説の起源は大體明瞭となつたわけであるが、然らば「讖緯」なる名稱は何れの時代まで遡り得るであらうか。「讖」の語は既に述べた通り史記に「秦讖於是出矣」とあるのを最初とするやうであるが、緯書と云ふ意味での「緯」なる語の初出は何時であらうか。前述の如く朱彝尊は小黃門譙敏碑にその祖先の譙贛が「讖録圖緯」をよくし道を京君明に傳へたとあるのを引き、則ち是緯。遠く譙氏・京氏に本くなりと云つてゐるのであり、漢書京房傳（傳第四十五の中）によれば、京房（字君明）は易を治め、梁人焦延壽（字贛）に師事したとあり、又初元四年・永光・建昭等の年號のその傳中に見えてゐる事からして、その元帝の時代の人であつたことを知り得るのであり、その師の焦贛は大體宣帝の時代に當るわけであつて、朱彝尊の説は讖緯は普通に云はれるやうに哀平が

らでなく、宣帝・元帝の頃から存在したと云ふわけなのである。然しながら小黃門譙敏碑なるものは宋の歐陽棐の集古錄目卷一に

漢譙敏碑

隸書、不_レ著_ニ書撰人名氏、敏字漢達、碑以_ニ中平四年_一立

とあり、宋の董道の廣川書跋卷五にも

此碑漢靈帝中平四年立

とあるが、金石碑版文廣例卷四（行素草堂金石叢書輯）には「漢故小黃門譙君之碑」としてその全文を掲げて居り、^(十五)それによれば譙敏の卒したのは中平二年三月九日戊寅で、碑の出來たのは中平四年七月廿八日で、何れも後漢の靈帝の末年である。中平四年は西紀一八七年に當るから、京房傳に見える初元四年（西紀前四五年）からでも二百三十二年間程經過してゐるのであつて、従つてかゝる後世の碑文に二百年以上も以前の先祖が讖緯をよくしたと書いてあつても、その讖緯なる名稱は、その後起つた名稱を碑文を書く際に用ひたに過ぎないかも知れないと云ふ疑問を生ずるのである。もつとも一方これら焦贛京房の時代たる宣帝・元帝よりも更に一代前の昭帝の時代に眭孟の話などのあるを見れば、既にこれらの時代に讖緯説の實質のみならず、その名稱も存在したと見ても差支へないかも知れないのであるが、若し之を採用しないとすれば、次は漢書李尋傳にある「五經六緯」の語であるが、之にも少からぬ疑問

が存するのである。是に對する解釋としては通行漢書にも漢書評林にも、張晏の六緯を以て五經と孝經の緯とする説と孟康・師古の六緯を五經の緯と樂緯とする説しか掲げてない爲、古來之を採る人々も多いのであるが、王先謙の漢書補註には

劉攽曰、正言_ニ星宿_ハ、何故忽説_ニ五經_ハ、蓋謂_ニ二十八舍_一

とあり、先謙も「劉攽駁_レ顏其論甚合」と云つてゐるやうに「五經六緯」の語の前後の文章は李尋が災異を説く言葉で

書云、天聰明、蓋言紫宮極樞、通_ニ位帝紀_一、太微四門廣_ニ開大道_一、五經六緯尊_レ術顯_レ士、翼張舒布、燭_ニ臨四海_一、少微處士爲_レ比爲_レ輔、故次_ニ帝廷_一女宮在_レ後

とあるやうに、何れも天宮或ひは星座のことを述べてゐる所であるから、五經六緯のみ經書緯書では不合理なわけであつて、たゞ劉攽のやうに二十八宿とするのは意味をなさないので、先謙は此の五經六緯を天文上からなるべく合理的に解釋しやうとしてゐるのである。

先づ彼は姚鼐の言に

言_ニ天文_一、當_下爲_ニ人主_一所_レ取_レ法、此五經者五經星也、六緯者十二次相向爲_レ六、故人主當_下法_レ之、尊_ニ

五行之術_一、顯_中十二州之士_上耳、與_ニ經書讖緯_一何涉哉

とあるを擧げてゐるが、彼は之にあきたらずして、

先謙案天文志、太微廷掖門内六星諸侯、其内五星五帝坐、五帝者、晉志、黃帝坐在太微中、四帝星夾黃帝坐、蓋卽五經六緯者六諸侯、天官書同、蓋漢世天文家說如此、姚謂五經爲五經星、六緯爲十二次、上下文義不屬、疑非術道也、術士有道之士、少微士大夫在太微星西、故以尊顯之

言レ之
と説いてゐるのであり、史漢の書志に

南宮朱鳥、衡太微、三光之廷、匡衛十二星藩臣、西將、東相、南四星執法、中端門、門左右掖門、門内六星諸侯、其内五星五帝坐

とある五帝坐五星、諸侯六星を以て五經六緯に當てゝゐるのである。これも相當無理な説で五帝六侯とでもすればよいのを何故これらの星座にのみ經緯の文字を使つたかと云ふ説明はしてゐないが、かく解して星圖と對照すれば前後よく通することは通するのである。従つて是を以て千古の鐵案とすべき程でもないが、とにかく此の五經六緯を以て經書緯書の意とする説に對しては有力な反對説が出現したわけであつて、かゝる名稱の最も多く見えさうな王莽傳や光武紀にも、唯圖讖・讖記等の語を存するのみであるから緯なる名稱は遂に後漢に降るものかも知れないのである。若しそれ書名に至つては、後漢書の本文中、光武紀に赤伏符あり、公孫述傳に錄運法（河圖）・括地象（河圖）・援神契（孝經）あり、律歷志に尙書璇璣鈴・帝命驗・考靈曜・春秋保乾圖・命歷序・感精符・文曜鉤・運斗樞・易乾鑿度・河圖帝覽

嬉・洛書甄曜度等があり祭祀志に河圖赤伏符・會昌符・合古篇・提劉子・雜書甄曜度・孝經鉤命訣等が見えるが、後漢書は製作年代よりすれば遙に後世のものであるから、寧ろ章帝の建初四年の撰になる白虎通中に見える者を擧ぐべきであらう。同書には易に乾鑿度書に中侯・禮に含文嘉・稽命徵・樂に稽曜嘉・動聲儀・春秋に元命包・潛潭巴・感精符・含文嘉・瑞應傳・春秋讖・論語に論語讖・孝經に援神契・鉤命訣・孝經讖等が見えてゐるのである。それから是は晚出であるが。後漢書樊英傳の七緯注を見れば、更に多數が擧げられてゐる事は既に多くの先人の指摘せられたとほりである。

六 王莽と讖緯說

王莽の篡奪と符命との關係は古來餘りにも有名であるが、順序として吾々は彼の傳につきまゝとふ讖緯的思想を一瞥しやう。漢書王莽傳によれば、哀帝崩じて平帝即位後、その幼年なるため太后朝に及んで政を莽に委した時、先づ白雉の瑞が初めて現はれてゐるのである。即ち

始風_{益州}、令_{塞外蠻夷}獻_{白雉}、元始元年正月、莽白_{太后}、下_詔、以_{白雉}薦_{宗廟}、

とあり、此の白雉は莽の諷諭によつて獻せられたものであるが、次に述べるやうになかゝ重大な役割をつとめてゐるのである。即ち

羣臣因奏言太后委_任大司馬莽、定_策安_{宗廟}、故大司馬霍光有_下安_{宗廟}之功、益_封三萬戶、疇_二

其爵邑、比蕭相國、莽宜如光故事。

と云ふことになり、太后のその骨肉の故を以て之を躊躇するや、同傳に

於レ是羣臣乃盛陳_二莽功德_一、致_二周成白雉之瑞_一、千載同符、聖王之法、臣有_二大功_一、則生有_二美號_一、故周公及_二身在_一而託_二號於周_一、莽有_二下定_一國安_二漢家_一之大功_上、宜_下賜_レ號曰_二安漢公_一、益_レ戶、疇_二爵邑_一、上應_二古制_一、下準_二行事_一、以順_中天心_上。

とあり、莽を支持する羣臣は、莽を以て周の成王の白雉の瑞を致して千載に符を同くするものとし、周公に準じて安漢公の號を賜らんことを乞つてゐるのであり、莽は數回固辭した後、結局その實現を見てゐるのであるが、しかもその白雉の瑞たるや、普通の經書には之を見ないのであり、孝經援神契などの緯書に見る瑞祥の一である。

その後莽は益々勢力を得てゐたのであるが、奏して明堂・辟雍・靈臺を起て、學者の爲に舍を築き、樂經を立て、博士の員を益して經毎に各五人とし、又

徵_下天下通_二一藝_一教授十一人以上、及有_二逸禮_一、古書、毛詩、周官、爾雅、天文、圖讖、月令、兵法、史篇、文字、通_二知其意_一者_上、皆詣_二公車_一、網_二羅天下異能之士_一、至者前後千數、皆令記_二說廷中_一、將_下令正_二乖謬_一壹_中異說_上云

とあり、大いに儒學を獎勵し、制度を起し、學藝を振作したのであるが、その中に圖讖とあるは注意す

べく、莽は之を利用し、圖讖を學ぶ者は莽に諛つて、後述の如き種々の符命出現の基をなすに至つたものであらう。

間もなく元始五年十二月には平帝が崩じて、莽は廣戚侯の子嬰の年二歳なるを「卜相最吉」として立てたのであるが、平帝の崩するや、忽ち符命が現はれてゐるのである。

是月、前輝光謝囂奏、武功長孟通浚井、得白石、上圓下方、有丹書著石、文曰、告安漢公莽爲皇帝、符命之起自此始矣、莽使羣公以白太后、太后曰、此誣罔天下、不可施行、太保舜謂太后、事已如此、無可奈何、沮之力不能止、又莽非敢有它、但欲稱攝以重其權、填中服天下耳、太后聽許

とあり、井中の符命によつて遂に攝政となり、翌年改元して居攝元年となるのであるが、次いで居攝三年には又多くの符命が現はれてゐるのである。即ち同傳によれば、七月には廣饒侯劉京が上書して

七月中、齊郡臨淄縣昌興亭長辛當、一暮數夢、曰、吾天公使也、天公使我告亭長曰、攝皇帝當爲眞、即不信我、此亭中當有新井、亭長晨起、視亭中、誠有新井、入地且百尺

と云つたとあり、車騎將軍千人の扈雲は巴郡の石牛に就いて、太保屬臧鴻は扶風の雍石に就いて其々奏したとあり、その如何なる性質のものかは明記してないが、同年十一月壬子冬至の日にそれらが未央宮の前殿に到着した時、莽と太保安陽侯舜等が之を見るに

天風起塵冥、風止、得銅符帛圖於石前、文曰、天告帝符獻者封侯、承天命、用有神

と云ふ符命が又あつたと云ふことである。所が前掲拙稿(十八)に詳記したやうな所謂金匱の符命が又現はれて、此處に莽は愈々眞の天子となることになり、遂に一片の詔書による革命を成就せしめてしまつたのであつた。

王莽は、當時の智識階級は、又一般民衆は此の符命を信じたのであらうか。先づ王莽に就いて考へるに、それより以前の符命には、先の白雉の瑞の如く、或ひは彼の諷諭によるものもあるかも知れないのであり、又後述の天下が亂れて後、彼が全國に班つた四十二篇の符命の如きは多分に宣傳味を含むものであるから、これには新作のもの附會のものも多いであらうが、劉向劉歆父子が提唱し、従つて歆を腹心に持つ莽の勿論之を信じた筈の漢を以て火徳とする五行相生説に従ひ、しかも彼が周公を以て任ずると共に、最初の符命を得た頃より祕に抱き初めたと思はれる自己を以て舜に比せんとする考に適合する所の、かくも巧みに作られた符命(十九)にかんしては、何等顧慮の餘地なく、彼は之を信じたものと思はれ、それ故にこそ、從來の符命の場合と態度を異にし、斷乎として革命を遂行したのであり、又彼が最後の時に當つて「天生德於予、漢兵其如予何」と云つて、天文郎の示す時に従ひ、斗柄に隨つて席を旋してゐたと云ふのも、班固は「莽時不食、少氣困矣」とし、正氣でないやうに云つてゐるのであり、又幾分自棄的な負惜とも見られるのであるが、これより先未だそれ程事情の切迫しない前に「率羣臣、至

南郊、陳_二其符命本末、仰_レ天曰、皇天既命授_二臣莽、何不_レ殄_二滅衆賊、即令_二臣莽非_レ是、願下_二雷霆、誅_二臣莽、因搏_レ心大哭、氣盡伏、而叩頭、又作_二告_レ天策、自陳_二功勞_二千餘言_一とある事實などと同様此の符命を堅く信じた證據とも思はれるのである。

然らば知識階級は如何であつたらう。當時儒教は官學であり、その儒教は陰陽五行説を深く取入れ、又既に讖緯説をも包含してゐた筈である。國初以來二百餘年を経過した漢は、多くの王室や多くの時代の歴史が示すやうに、事實上衰運に達してゐた。しかも讖緯説は此の現實に基き、曆運による究阨を屢々論じてゐたのであつた。一方陰陽説によつて災異が論せられ、嘗て戰國時代の儒教が天下を統一する君主の出現を求めてゐたやうに、漢末の儒教は陰陽を眞に調和せしめ、災異を却け、瑞祥を現して民を安んせしめる聖人を待望してゐたのであつた。かゝる機運に際して現れたのが王莽その人であつた。彼の不遇時代に示した稀に見る徳行と、既に政を執るに到つてから幾度か示した謙讓とは、それらと一見背馳するが如き彼の宣傳の鬼才と共に、一部を除いて一般に對しては、莽が自ら任じてゐたと同様に、聖人として之を認めしむるに充分であつたやうである。しかも劉向父子の關係から、當時知識階級の間にも勢力を有してゐたと思はれる五行相生説によつて符命が示されたのであつた。一方には「雖_レ有_二繼體守文之君_一不_レ害_二聖人之受命_一」と云ふ董仲舒以來の考もあつた筈である。かくて彼等の有した時代思想は、彼等の阿諛の精神と共に此の革命を認めたものではあるまいか。

一般の人民がかゝる革命に就いて何を考へやう。しかも莽はこれ以前に於ては民の間にも好評を博してゐたのである。民が莽を怨むに至つたのは、莽が餘りに自己の理想たる古制の復興に熱中し、時代の趨勢を無視し、民の不便を顧慮しなかつた事實によるのであつた。かくてこの符命は信せられ革命は認められたのであらう。かく考へると同時に、吾人は亦この符命による革命の成就そのものから、當時の時代思想殊に讖緯説の盛行を伺ひ知り得るのではあるまいか。

さて既に帝位に即いた王莽は、先づ前記金匱の符命の金策書の文により、微賤の王興を衛將軍奉新公とし、賣餅兒王盛を前將軍崇新公としてゐるのである。又建國元年羣司に示した策の中には

予前在攝時、建郊宮、定祧廟、立社稷、神祇報況、或光自上復于下、流爲鳥、或黃氣重烝、昭耀章明、以著黃虞之烈焉

とあり、光の下りて鳥となる話は讖緯説中の武王の話に似てゐるのであり、黃氣重烝を土徳の虞舜に配するのも讖緯説に縁故あるは勿論であらう。又同じ策に

深惟漢氏三七之阨、赤徳氣盡、思索廣求、所以輔劉、延期之術、靡所不用、以故作金刀之利、幾以濟之、然自孔子作春秋、以爲後王法、至于哀之十四、而一代畢、協之於今、亦哀之十四也、赤世數盡、終不可強濟、皇天明威、黃徳當興、隆顯大命、屬予以天下、今百姓咸言、皇天革漢而立新、廢劉而興王、夫劉之爲字卯金刀也、正月剛卯、金刀之利、皆不得行

とあり、全篇讖緯的思想ならざるはなしと云つても決して過言ではないのであるが、「三七之阨」「卯金刀」に就いては嘗て拙稿(註)に説いた所である。又建國元年の秋には

遣三五威將王奇等十二人、班符命四十二篇於天下、德祥五事、符命二十五、福應十二、凡四十二篇、其德祥言下文宣之世黃龍見于成紀、新都高祖考王伯墓門梓柱生枝葉之屬、符命言井石金匱之屬、福應言雌雞化爲雄之屬、其文爾雅、依託皆爲作說、大歸言莽當代漢有天下云、總而説之曰、帝王受命必有德祥之符瑞、協成五命、申以福應、然後能立巍巍之功、傳于子孫、永享無窮之祚、故新室之興也、德祥發漢三七九世之後、——中略——武功丹石出於漢氏平帝末年、火德銷盡、土德當代、皇天眷然去漢興新、以丹石、始命於皇帝、皇帝謙讓、以攝居之、未當天意、故秋七月天重以三能文馬、皇帝復謙讓未即位、故三以鐵契、四以石龜、五以虞符、六以文圭、七以玄印、八以茂陸石書、九以玄龍石、十以神井、十一以大神石、十二以銅符帛圖、申命之瑞寢以顯著、至于十二以昭告新皇帝云々

とあつて、種々の符命を述べてゐるのである。その後天鳳二年の條には

訛言黃龍墮死黃山、宮中百姓犇走、往觀者有萬數、莽惡之

とあり、同三年六月の條には

是月戊辰、長平館西岸崩、涇水不流、毀而北行、遣大司空王邑行視、還奏狀、羣臣上壽、以爲

河圖所謂以土填水、匈奴滅亡之祥也

とあり、これは善意に解釋してしまつたのであるが、その他多くの災異の起つたことを記してゐるのであり、現實の災異は如何ともしがたく、彼も又前代の王者に倣つて、臣民の期待を裏切つたわけであり、次に記するやうな種々の原因と共に、恐く彼の不人氣を來した一因ともなつたであらう。即ち地皇二年の條には

魏成大尹李焉、與ト者王況ニ謀、況謂レ焉曰、新室即位以來、民田奴婢不得賣買、數改錢貨、徵發煩數、軍旅騷動、四夷竝侵、百姓怨恨、盜賊竝起、漢家當復興、君姓李、李者徵、徵火也、當爲漢輔、因爲焉作識書言、文帝發忿居地下、趣軍、北告匈奴、南告越人、江中劉信執敵報怨、復續古先、四年當發軍江湖、有盜自稱樊王、姓爲劉氏、萬人成行、不受赦令、欲動秦雒陽、十一年當相攻、太白揚光、歲星入東井、其號當行、又言莽大臣吉凶、各有日期會、合十餘萬言、焉令吏寫其書、吏亡告之、莽遣使者即捕焉、獄治皆死とあり、漢家復興の讖に就いても記してゐるのである。

七 光武と讖緯說

讖緯說は前漢末、殊に王莽の符命と相關聯して、その盛行を見るに至つたやうであるが、之に代つて

帝となつた後漢の光武帝も亦符命讖緯と深き關係を有してゐる。後漢書光武帝紀によれば、先づ地皇三年の條に

宛人李通等以圖讖說光武云、劉氏復興、李氏爲輔、光武初不敢當、然獨念、兄伯升素結輕客、必舉大事、且王莽敗亡已兆、天下方亂、遂與定謀、於是乃市兵弩、十月與李通從弟軹等一起於宛、時年二十八、十一月有星孛于張

とあり、建武元年六月の條には

光武先在長安時同舍生彊華自關中奉赤伏符曰、劉秀發兵捕不道、四夷雲集龍鬪野、四七之際火爲主、羣臣因復奏曰、受命之符人應爲大、萬里合信不議同情、周之白魚曷足比焉、今上無天子海內淆亂、符瑞之應昭然著聞、宜答天神以塞羣望、光武於是命有司、設壇場於鄗南千秋亭五成陌、六月己未卽皇帝位、燔燎告天、禮于六宗、望於羣神、其祝文曰、皇天上帝后土神祇眷顧降命屬秀黎元、爲人父母、秀不敢當、羣下百辟不謀同辭、咸曰、王莽篡位、秀發憤興兵、破王尋王邑於昆陽、誅王郎銅馬於河北、平定天下、海内蒙恩、上當天地之心、下爲元元所歸、讖記曰、劉秀發兵捕不道、卯金修德爲天子、秀猶固辭、至于再、至于三、羣下僉曰、皇天大命不可稽留、敢不敬承、於是建元、爲建武

とあり、やはり讖記を云ひ、受命を云つてゐるのである。その他中元元年の條には

郡國頻上甘露、羣臣奏言、地祇靈應、而朱草萌生

とあつて瑞祥を云ひ、又

是歲初起明堂、靈臺、辟雍、及北郊兆域、宣布圖讖於天下。

とあり、同紀の論には

論曰、皇考南頓君初爲濟陽令、以建平元年十二月甲子夜、生光武於縣舍、有赤光、照室中、欽異焉、使卜者王長占之、長辟左右曰、此兆吉不可言、是歲縣界有嘉禾、生一莖九穗、因名光武曰秀、明年方士有夏賀良者、上言哀帝云、漢家歷運中衰、當再受命、於是改號、爲太初元年、稱陳聖劉太平皇帝、以厭勝之、及王莽篡位、忌惡劉氏、以錢文有金刀、故改爲貨泉、或以貨泉字文爲白水真人、後望氣者蘇伯阿爲王莽使、至南陽、遙望見春陵郭、喑曰、氣佳哉、鬱鬱葱葱然、及始起兵還春陵、遠望舍南、火光赫然屬天、有頃不見、初道士西門君惠、李守等亦云、劉秀當爲天子、其王者受命信有符乎、不然何以能乘時龍而御天哉

等とあり、多くの符應を云つて、かの夏賀良等の漢家再受命の説をも光武に附會してゐるのである。

かくの如く讖緯と因縁淺からぬ光武は、深く之を信じ、甚だ之を好み、讖書に據つて人を用ひた事が多く、即ち赤伏符に「王梁主衛、作元武」とあるにより、王梁を水神元武の名に因んだ水土之官たる大司空とし（後漢書梁傳）、又讖文に「孫咸征狄」の語あるを以て孫咸を以て大司馬とした（景丹傳）と

あり、又讖書によつて政を立て、河圖に「赤九會昌」の文ある爲、自己を以て高祖より強ひて第九世目としやうとし、その大廟を祀るに元帝に至つて止め、成・哀・平の三帝は之を別に長安に祭り、靈臺を造るに當り、衆議が定まらなかつた時、彼は「吾讖を以て之を決せん」と云つたとあり、且つ廷臣中讖を信ずる者は之を用ひ、信ぜざる者は之を退けたのであり、即ち賈逵は左傳を尊ばんと欲し、圖讖に劉氏を堯の後とするのは五經には證がないが、左氏には明文ありとして、その目的を達し(逵傳)、尹敏は讖を諂つて疎まれ、桓譚は讖書の非經を極論して斬られんとし(譚傳)、鄭興は讖を學ばすと云つた爲、屢々政事を云つて遂に用ひられなかつたのである(興傳)。《此の條廿二史劄記卷四「光武信讖書」による》。

又當時符命を信じ讖書を重んじたのは、惟に王莽光武に止まらなかつたのであり、王莽の天下次第に亂れるや、光武より先んじて立つた公孫述も亦讖書によつて自己の受命を宣傳したのであり、後漢書公孫述傳には

述夢、有_レ人語_レ之曰、八_レム子系十二爲_レ期、覺謂_ニ其妻_一曰、雖_レ貴而祚短、若何、妻對曰、朝聞_レ道夕死尙可、況十二乎、會_下有_レ龍出_ニ其府殿中_一、夜有_中光耀_上、述以爲符瑞、因刻_ニ其掌文_一、曰_ニ公孫帝_一、建武元年四月遂自立爲_ニ天子_一、號_ニ成家_一、色尙_レ白、建_レ元曰_ニ龍興元年_一

とあり、又

述亦好爲符命鬼神瑞應之事、妄引讖記以爲、孔子作春秋、爲赤制、而斷三十二公、明漢室至平帝十二代、歷數盡、一姓不得再受命、又引錄運法曰、廢昌帝、立公孫、括地象曰、帝軒轅受命、公孫氏握、援神契曰、西太守乙卯金、謂與西方太守而乙卯絕卯金也、五德之運、黃承赤、而白繼黃、金據西方爲白德、而代王氏、得其正序、又自言手文有奇、及得龍興之瑞、數移書中國、冀以惑動衆心、

とあるが、實に現存緯書の思想の精粹を此處に集めたかの感があるではないか。その引用せる書名又現存緯書名と同一なることは前に述べたとほりである。

八 結 語

之を要するに、讖緯說即ち現存緯書等に見える思想の素材となつたと思はれるものは、先秦の諸書に多く散見してゐるのであるが、墨子非攻篇には、讖緯說中の諸要素の主要なるものの多くが、初めて纏つて現はれてゐる。たゞ符命を説くに未だ終始五德説を以てしてゐないのであり、その初見は呂氏春秋の應同であるが、同書は他にも多く讖緯說の諸要素諸思想を含んでゐて、史記に見える秦讖の記載と共に、讖緯說的思想が既に戰國時代より存在した事を證明してゐるのである。

漢代に至つては、武帝の時代に齊の方士等が讖言を述べて居り、讖緯と方士との關係の密接なるを思

はせるのであるが、昭帝の時に石柳蟲葉の符あり、元帝の代に墓門梓柱の瑞あり、成帝の時に至つては、齊人甘忠可が漢家曆運の究阨を論じてゐる。曆運の思想は漢以前にはその徵證なく、漢代に於ける曆法の發達と關聯せるものであり、従つて武帝の太初曆制定より劉歆の三統曆の成立までの間に曆法と雁行して發展したものであるが、讖緯說中に於ては最も重要な思想の一であるから、若し此の思想の存在を俟つて初めて讖緯說の存在を明言し得るとするならば、讖緯說の起源は正確には前漢成帝の時代までしか遡り得ないとも云ひ得やうが、筆者は寧ろ之を以て讖緯說の發展と見るのが穩當であると思ふ。次いで哀平に至つては益々讖緯說の流行を見るに至つたこと諸家の既に之を論せられたとほりであつて、王莽の符命によつて革命を成就せるを見れば、その思想の盛行思ひ見るべきである。彼が四十二篇の符命を天下に班つたことは益々此の趨勢に拍車をかけることになつたと思はれ、公孫述・光武又符命を信じ、讖書を引いて、自己の受命を天下に宣傳したのであり、殊に光武の尊信はその發達に資するにと多大であつたと思はれる。

尙讖緯なる名稱に就いて考へるに、讖なる語は史記の趙世家が初出なるべく、緯の名稱に至つては譙敏碑・漢書李尋傳等に見えるのであるが、何れも少からぬ疑問が存在するのであり、或ひは後漢に下るものではないかと思はれ、前漢末より後漢初にかけては専ら圖讖の語が用ひられてゐるのである。

又緯書其物の起源は如何と云ふに、封禪書・王莽傳・光武紀その他に見る幾多の符命・讖書の偽造新

作と、光武紀・公孫述傳等に初めて書名の多く見える點から云つても、古來の哀平に起ると云ふ説の妥當なことを思はせるのであるが、たゞその基く所ありや否や、後人の妄説なりや否やは多少問題であらう。前述の兪正燮の説のやうに緯を以て黃帝以來の史官の史書とする如きは、黃帝等の到底實在の人物として認められない事實を知らない爲の誤りであるが、彼が又説いてゐるやうに、春秋時代各國に存在した史書とすれば如何であらうか。春秋時代に各國の記録が存したことは國語左傳等の材料となつたもの、或ひは墨子明鬼篇に周之春秋・燕之春秋・宋之春秋・齊之春秋等を引いてゐる點からも想像せられ得る事であり、且是等に讖緯的思想の存する點や、太史公自序に易緯・春秋緯と同一の文を有する點等からも傍證し得られるであらうから、之に基くことありとは考へ得るが、兪の如く之を以て直に緯なりとなす等は、五行説その他戰國秦漢の思想發展の事實に鑑みて到底之を認めることは出来ない。されば金鶚の如く、之に周末秦漢等の陰陽五行災異の思想が混入したとする者もあるのであり、沈欽韓の如く漢書藝文志に見える易古雜八十篇を易緯とする者もあるが、^(註二)何れも想像を出でないのであり、要するに思想としての讖緯は之を跡付けることが出来ても、緯書の起源の説は頗る難問であるが、新城博士が緯書中に見える曆數曆法の研究から、一部の緯書の劉歆以後のものなることを斷定されたのは、此の問題に光明を投ずること多大であつた。たゞ緯書中に見える記載にして明瞭に劉歆以前と思はれるものも存在するのであり、その中の思想に至つては遠く戰國時代に起源を有するものも少くないことは、此の小論に詳

説したところであつて、又戰國秦漢の思想の推移を知るにも必要缺くべからざるものであり、その意味において徒らに排すべきものでないことは云ふまでもないことである。

附記一 後漢以後に於ける讖緯に關係せる事件に就いては、小柳博士の近著「東洋思想の研究」所載「支那妖亂考」其二「讖緯」の部に黃巾の亂より元代に至るまでのものが擧げられてゐる。

附記二 本論文一の列子を引用した箇所は、列子が先秦の書と認め難い點の多い爲削る事とする。

(註一)王者人之始也、王正、則元氣和順、風雨時、景星見、黃龍下、王不正、則上變、天賊並見、五帝三皇之治天下、不_レ敢有_レ君民之心、什一而稅、教以_レ愛、使以_レ忠、敬_レ長老、親_レ親、而尊_レ尊、不_レ奪_レ民時、使_レ民不_レ過_レ歲三日——中略——故天爲_レ之下甘露、朱草生、醴泉出、風雨時、嘉禾興、鳳凰麒麟游_レ于郊、囹圄空虛、晝_レ衣裳、而民不_レ犯、四夷傳譯而朝

(註二)天地之物、有_レ不_レ常之變者、謂_レ之異、小者謂_レ之災、災常先至、而異乃隨_レ之、災者天之譴也、異者天之威也、譴_レ之而不_レ知、乃畏_レ之以_レ威、詩云、畏天之威、殆此謂也、凡災異之本盡生_レ於國家之失、乃始_レ萌芽、而天出_レ災害、以_レ譴_レ告之、而不_レ知_レ變、乃見_レ怪異、以_レ驚_レ駭之、驚_レ駭之、尙不_レ知_レ畏恐、其殃咎乃至、以_レ此見_レ天意、天意有_レ欲也、有_レ不_レ欲也、所_レ欲所_レ不_レ欲者、人內以自省、宜_レ有_レ懲_レ於心、外以觀_レ其事、宜_レ有_レ驗_レ於國、故見_レ天意者之於_レ災異也、畏_レ之而不_レ惡也、以爲天欲_レ振_レ吾過、救_レ吾失、故以_レ此救_レ我也

(註三)封_レ太山之上、禪_レ梁父之下、易_レ姓而王、德如_レ堯舜者七十二人、王者天之所_レ予也、其所_レ伐皆天之所_レ奪也

(註四)天有_レ陰陽、人亦有_レ陰陽、天地之陰氣起、而人之陰氣應_レ之而起、人之陰氣起、而天之陰氣亦宜_レ應_レ之而起、其道一也、明_レ於此、者欲_レ致_レ雨、則動_レ陰以起_レ陰、欲_レ止_レ雨、則動_レ陽以起_レ陽——中略——非_レ獨陰陽之氣可_レ以_レ類進退也、雖_レ不祥禍福、所_レ從生亦

由是也

(註五)現存緯書には瑞祥として鼎を挙げたものは残つてゐないが、河圖緯に漢高祖が黃釜を得たことを記してゐる。それから瑞應圖中には神鼎及び寶鼎が挙げられて居り、又山東の孝堂山祠の畫像石には他の種々の瑞祥と共に鼎も存してゐるのである。Chavanne; Missions archéologiques dans la Chine septentrionale による。

(註六)河圖會昌符に

漢大興之道在九代之王、封於太山、刻石著紀、禪於梁父、退省考功とあり、漢興を云ひ、封禪を云ふ點に於て申公が鼎書と全く同様である。

(註七)德星は禮緯含文嘉・孝經內事圖等に記せられてゐる。

(註八)新城博士「東洋天文学史研究」第二篇周初の年代九緯書と殷歴、及び同書第七篇漢代に見えたる諸種の曆法を論ず。尙これらの説は當然本論文巻頭の「先人の説」中に記載すべきであつたが、前篇發表後氣付いたもので、その點汗顔の至りである。

(註九)現存考靈曜にも

甲寅之元其所起在四分一、庚申元後百一十四歲、朔差卻二日

とあつて甲寅の元になつてゐるが、現存命歴序の開闢年數は後漢書律歴志のものと異つて居るが、傳寫の誤も考へられ、後漢書の方を採るべしと云ふ新城博士の考は別に差支へない。

(註十)開元占經に見える黃帝歴、顓頊歴、夏歴、殷歴、周歴、魯歴等の歴積年も、其々基準の年より同様の二、七六〇、三二〇年を遡つた所を上元として數へた數になつてゐる。「東洋天文学史研究」頁四八七—四九〇参照。

(註十一)以上の三統歴の周期は前漢書律歴志に載せてゐる。五星の週期を曆法に取り入れたのは劉歆の三統歴が最初である。

(註十二)これも漢書律歴志世經に見えてゐる。

(註十三)飯島博士「支那古代史論」第十二章太初曆と三統曆、「支那曆法起源考」第六章史記の曆書と漢書の律歴志参照。

(註十四)必しも科學的な意味での(嚴密さを加へたと云ふやうな)發達ではないが、五星の周期・易理・易數等を加へ思想的に發展を示してゐる。

(註十五)朱彝尊の引用した語は勿論存在してゐる。

(註十六)五經星と云ふのは五行之術と云ふのと對稱すれば五星のことであらう。是に似た考は國語の周語下に

天。六。地。五。數。之。常。也。經。之。以。天。緯。之。以。地。經。緯。不。爽。文。之。象。也。

とあり、これは五經六緯とは反對に六經五緯のわけであるが、註によると、天に六氣あり陰陽風雨晦明なりとし、地に五行あり、金木火水土なりとしてゐるのであつて、五星でなく五行を、五經でなく五緯としてゐるのであつて、此の他後漢書天文志以下後世の天文の書において、五星を五緯と稱するのは通例であるが、五星を五經と呼ぶことは全く例のないことである。既に五緯と呼ぶ以上五經と云つてならないわけはないと云へばそれまでであるが、そこに幾分無理のあることは否定し得ない。且つ後述の王先謙の説の如くこれを五星と見ずに太微中の星座と見る考も前後の連絡から云へば一理あることである。

(註十七)但し律歷志中の篇名等は或ひは詔の中に或は歴議等の中に引用されてゐるのであり、圖讖の明文として證據に引かれてゐるのであるから、それらの殘存せる文書によつたものとすれば比較的信ずるに足るのである。

(註十八)史學第十二卷第四號所載「讖緯說と陰陽五行說」一二四頁參照。

(註十九)註十八に同じ。

(註 廿)同前論文參照。

(註廿一)王先謙の漢書補註藝文志の條による。